

認定しない旨の通知書

弘前市指令（建指）第 号
年 月 日

様

弘前市長 印

下記の低炭素建築物新築等計画の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

教示

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

担当：建設部建築指導課
電話：40-7053

様式第2号（第6条関係）

取 下 書

年 月 日

弘前市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第 条第 項の規定に基づき行った下記の申請については、これを取り下げます。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 申請に係る建築物の位置

| ※受付欄 | ※処理番号欄 |
|------|----------------------|
| | 年 月 日 第 号 係員氏名 |

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：40-7053

様式第3号（第7条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

弘前市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士
(級) 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名 称
所在地

| ※受付欄 | ※処理番号欄 |
|------|----------------------|
| | 年 月 日 第 号 係員氏名 |

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 工事監理者から受領した工事監理報告書又は登録住宅性能評価機関が交付した建設住宅性能評価書の写しのほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の写しを添付してください。
- 3 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：40-7053

様式第4号（第7条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

弘前市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

| ※受付欄 | ※処理番号欄 |
|------|----------------------|
| | 年 月 日 第 号 係員氏名 |

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 工事施工者が交付した建築物の建築工事を完了した旨の報告書（参考様式）のほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の写しを添付してください。
- 3 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課

電話：40-7053

認定低炭素建築物の状況報告書

年 月 日

弘前市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の状況を報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定低炭素建築物新築等計画に基づき、建築物の状況を確認した建築士等

| ※受付欄 | ※処理番号欄 |
|------|----------------------|
| | 年 月 日 第 号 係員氏名 |

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：40-7053

様式第6号（第8条関係）

認定低炭素建築物等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

弘前市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名又は名称

| ※受付欄 | ※処理番号欄 |
|------|----------------------|
| | 年 月 日 第 号 係員氏名 |

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 認定建築主の氏名又は名称の欄には、建築を行う権限を有さない者は記載する必要はありません。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：40-7053

弘前市長 様

認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づき認定等を受けた低炭素建築物新築等計画について、同法第55条の規定による変更以外の変更がありますので、下記のとおり届け出ます。
なお、この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

| | |
|---------------|--|
| 1 認定建築主 | 住所 氏名 電話番号 |
| 2 認定等を受けた条項 | 法第 条第 項 |
| 3 認定等の年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 4 住宅の敷地の地名地番 | |
| 5 住宅の建て方 | <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 住宅以外の建築物 【共同住宅等の場合】建築物全体 戸 認定を受けた住戸 戸 |

変更する記載事項（ここに書き表せない事項は別紙に記載して添えてください。）

| | |
|------|--|
| 変更前 | |
| 変更後 | |
| 変更理由 | |

備考

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：40-7053

認定取消通知書

弘前市達（建指）第 号
年 月 日

様

弘前市長 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消したのでこれを通知します。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日
(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定に係る住宅の構造
- 5 理由

教示

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

(※) は都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

担当：建設部建築指導課
電話：40-7053

参考様式（第7条関係）

建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 様

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき建築物の工事を完了したので報告します。

記

1 建築物の所在地

2 発注者の氏名

3 建築工事完了の日

年 月 日